

<報道発表資料>

令和8年4月2日

京都市子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部育成推進課

令和8年度「京都市はぐくみ憲章 実践推進者表彰」に係る 対象者（個人・団体）の募集

子どもの健やかで心豊かな育ちのために大人としてどう行動すべきかを示した「京都市はぐくみ憲章」の実践（はぐくみアクション）の輪を一層広げるために、モデルとなる活動や先進的で特色のある活動などをされている個人・団体を募集し、「実践推進者」として表彰します。

【募集概要】

● 募集期間

令和8年4月3日（金）～5月7日（木）（必着）

● 応募方法

ホームページ(<https://www.city.kyoto.lg.jp/hagukumi/page/0000350765.html>)又は、区役所、支所、図書館等の窓口で4月中旬から配布する応募用紙に必要事項を記入し、添付書類を添えて、ホームページに記載の応募先まで、メール（推奨）、郵送、FAX、持参（土日祝を除く8：45～17：30）のいずれかの方法で提出してください。

※ メールの場合は、1回のデータ容量が10MB以内に収まるようにお願いします。

※ 応募については自薦、他薦を問いません。ただし、他薦の場合は、御本人・団体の了承を得た上で御応募ください。

● 対象

京都市内において、京都市はぐくみ憲章の実践活動に取り組む個人又は団体（企業、NPO、地域活動団体等）

● 被表彰者

・「京都市はぐくみ憲章」の実践活動として他の模範となり、憲章の実践を推進する気運の醸成に貢献すると認められる個人・団体を表彰します。

・さらに、その中でも特に顕著な功績があると認められ、活動年数が3年以上の個人・団体を「大賞」として表彰します。

※ ただし、先進性があると判断できる活動については、活動期間が3年未満であったとしても「大賞」として表彰します。

● 表彰の内容

10月（予定）に表彰式を行い、表彰状を進呈します。

「大賞」受賞者には、副賞（図書カード（1万円相当））を進呈します。また、[京都市はぐくみ未来応援事業「地域の子育て支援応援型～きょうはぐふぁんど～」](#)の助成対象事業募集に応募することができます。

表彰の対象となった取組は、京都市ホームページ、SNS、リーフレット等で広報します。

<京都市はぐくみ憲章について>

京都市では、子どもを健やかに育むための京都市民共通の行動規範として「京都市はぐくみ憲章（子どもを共に育む京都市民憲章）」を制定しており、憲章の理念に基づく市民の日常生活に根差した実践行動を促すことにより、家庭、地域、育ち学ぶ施設、企業、行政などのあらゆる場において行動の輪を広げ、子どもを健やかに育む社会の実現を目指しています。



京都市はぐくみ憲章ロゴ

<被表彰者の決定について>

憲章の実践の推進に関する事項について審議する「子どもを共に育む京都市民憲章推進協議会」（例年6月下旬～7月上旬頃開催）において選考を行います。

<お問合せ先>

京都市子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部育成推進課

電話：075-222-3866